

令和4年度

第2回PTA臨時総会

新型コロナウイルス感染防止のため、Google フォームによる Web アンケートまたは別紙の議決権行使書にて書面のみの臨時総会とします。

PTA 規約第8章23条に則り、会員数 1/2 以上の回答が集まった時点で、今総会が成立したものとします。

総会次第

〈議 事〉

- (1)第1号議案 推薦・学年委員の統合による名称変更及び選出方法変更について
- (2)第2号議案 スクリレ有料プラン利用について

この総会資料をご確認いただき、**【Google フォーム】にて回答、または配布いたしました【議決権行使書】**をご提出くださいますようお願いいたします。

資料の最後に Google フォーム回答リンク先を記載しています。

◎第1号議案

推薦委員会・学年委員会を統合し「よつや委員会」への名称変更及び、委員選出方法について

【資料1】

現行	改定案
<p>第6章 役員</p> <p>第16条 役員を選出方法は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 各学級PTAから選ばれた1名(状況に応じて学年を同じとする他学級からの選出を可能とする)と、教職員全体から選ばれた1名をもって構成する推せん委員会において、候補者を推せんする。 <p>ただし、教職員の役員は学校側でその候補者を推せんする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 推せん委員会は、前記の候補者につき、定期総会において承認を求める。 役員に欠員が生じた場合は、運営委員会にはかり補充する。その場合の任期は、前任者の残任期間とする。 推せん委員は、必要に応じて副会長1名を相談役として加えることができる。 <p>第7章 会計監査</p> <p>第17条 この会の会計を監査するために、会計監査員を2名置く。</p> <p>第18条 会計監査員は当該年度の会計を監査し、その結果を定期総会で報告する。</p> <p>第19条 会計監査員の任期は、役員に準じる。</p> <p>第20条 会計監査員の選出方法は、役員を選出方法に準じる。</p> <p>第8章 会議</p> <p>第28条 常置委員会に、次のような委員会を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 学年委員会 校外委員会 <p>第29条 各委員会の任務は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 学年委員会 学校及び学年・学級に関する活動に努める。 校外委員会 	<p>第6章 役員</p> <p>第16条 役員を選出方法は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>よつや委員の推薦班5名</u>と、教職員全体から選ばれた1名をもって構成し、候補者を推せんする。 <p>ただし、教職員の役員は学校側でその候補者を推せんする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>よつや委員(推薦班)</u>は、前記の候補者につき、定期総会において承認を求める。 役員に欠員が生じた場合は、運営委員会にはかり補充する。その場合の任期は、前任者の残任期間とする。 <u>よつや委員(推薦班)</u>は、必要に応じて副会長1名を相談役として加えることができる。 <p>第7章 会計監査</p> <p>第17条 この会の会計を監査するために、会計監査員を2名置く。</p> <p>第18条 会計監査員は当該年度の会計を監査し、その結果を定期総会で報告する。</p> <p>第19条 会計監査員の任期は、<u>1年</u>とする。</p> <p>第20条 <u>会計監査員は、よつや委員の会計監査班が行う。</u></p> <p>第8章 会議</p> <p>第28条 常置委員会に、次のような委員会を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>よつや委員会</u> 校外委員会 <p>第29条 各委員会の任務は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>よつや委員会</u> <u>主に学校内に関する活動に努める。</u> 校外委員会 校外生活指導、児童の安全と事故防止に努める。

<p>校外生活指導、児童の安全と事故防止に努める。</p> <p>第30条 常置委員会の構成は下記のとおりとし、 任期は1年とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学年委員会は、各学級で選出された学級委員のうち1～2名、及び担当教職員によって構成する。 2. 校外委員会は、各地区で選出された校外委員と担当教職員によって構成する。 <p>第9章 学級 PTA および学級委員会</p> <p>第33条 学級PTAは学級の会員をもって構成し PTAの基礎組織として活動する。</p> <p>第34条 学級PTAは、学級の会員によって学級委員 若干名を選出し、その中から学年委員、広 報委員、及び学年に応じて推薦委員を選 出する。その任期は1年とする。</p> <p>第35条 当該学年の学年委員は、連絡会を持つこと ができる。</p>	<p>第30条 常置委員会の構成は下記のとおりとし、 任期は1年とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>よつや委員会は、各学年で選出された会員 及び担当教職員によって構成する。</u> 2. 校外委員会は、各地区で選出された校外委員 と担当教職員によって構成する。 <p>第9章 <u>よつや委員会</u></p> <p>第33条 <u>よつや委員会</u>は会員をもって構成し PTAの基礎組織として活動する。</p> <p>第34条 <u>各学年の会員によって、よつや委員を選 出し、各担当に分かれて活動を行う。その 任期は1年とする。</u></p> <p>第35条 <u>よつや委員(学校サポート担当)は各学年 に連絡窓口を設ける。</u></p>
---	--

【資料 2】

人数内訳	
<p><u>推薦委員</u></p> <p>1～5年生各学級1名ずつ</p> <p>※現在、推薦委員のみ PTA 規約にて状況に応じて学 年を同じとする他学級からの選出を可能。</p> <p><u>学年委員</u></p> <p>1～5年生各学級2名ずつ 6年生各学級1名ずつ</p>	<p><u>よつや委員</u></p> <p>1～5年生各学年10名ずつ</p> <p>※6年生のみ各学級2名ずつ卒業記念担当 (選出人数は今後変動する可能性あり)</p> <p>従来行っていた推薦委員・学年委員の活動 を「〇〇班」として人数を振り分け、各担当 に分かれて活動する。</p>

【改正の目的】

校内活動を「よつや委員会」、校外活動を「校外委員会」とし明瞭にすることで、PTA 活動の簡略化を図るため。

連絡ツールの普及により、各学級にクラス委員を配置する必要性が無くなった。学年選出でクラスの垣根を越えて参加も可能となり、参加しやすい環境を期待できるため。高学年にみられる委員経験者がクラスに集中してしまい選出が難航するケースの解消に繋がる。

◎第2号議案

連絡アプリ「スクリレ」の有料オプションの導入について

個別連絡・簡易アンケート

- ピークかつ(一世帯一役)などの学校、PTA 活動の日程や出欠確認を個人のメールアドレス不要で個別に連絡が可能。

➤

お便り

- PDF 形式のダウンロードが可能。印刷して家に貼りたい、データ保存したいといった各家庭のニーズに対応。
- 他アプリを使用することで音声読み上げ、外国語の翻訳が可能。

【承認の目的】

上記の利便性向上に加え、保護者へお便りが確実に届けることができるのでいつでも確認ができ、見逃しを防ぐ効果が期待できる。また、学校とPTA本部における印刷等の教務軽減、資源削減に繋がる。

有料オプション(59,400 円/年)は、PTA 活動の見直しによる経費削減で、予算内にて利用できる。

Google フォームでの回答は以下リンク、または QR コードからお願いいたします。
<https://forms.gle/jGdcmWRqM3JaQpy7A>



※回答は一家庭1回です。

こちらで回答いただいた方は、議決権行使書の提出は必要ありません。